



2026年2月27日

各 位

会 社 名 株式会社REVOLUTION
代表者名 代表取締役社長 砂川 優太郎
(コード番号 8894 東証スタンダード)
問合せ先 代表取締役社長 砂川 優太郎
(TEL. 03-6627-3487)

自己株式の無償取得に関するお知らせ

当社は、2026年2月27日開催の取締役会において、会社法第155条第13号及び同法施行規則第27条第1号の規定に基づき、自己株式の無償取得に係る事項について下記のとおり決議しましたので、お知らせいたします。

1. 自己株式の無償取得を行う理由

当社は、2024年8月30日付開示資料「株式交付による WeCapital 株式会社の子会社化に関するお知らせ」にて、WeCapital 株式会社（以下「We 社」といいます。）の連結子会社化時の We 社の経営に関する株主との間で、以下の調整条項（逆アーンアウト条項）や株式売却制限条項を含んだ株式譲渡契約（以下「原契約」といいます。）を2024年9月中に締結する予定である旨を記載しておりました。

その後、2024年9月27日に、当社は、2024年9月27日時点で We 社の経営に関与する当社株主（後述「2. 取得に係る事項の内容」の「(2) 取得先及び当該取得先から取得する株式の数」に記載する TSM 総合ファーム株式会社、We 社代表取締役の橋口遼氏、We 社取締役の秋田雅弘氏、We 社審査部長の芝清隆氏、We 社元取締役の竹岡裕介氏、We 社元代表取締役の松田悠介氏（以下「松田氏」といいます。）以下「本件対象株主」といいます。）との間で、原契約を締結しております。

<調整条項>

(1) We 社連結子会社化時の交付株式（以下「本交付株式」という。）の供与については、以下の達成条件①及び②を充足するか否かによって調整が図られるものとする。なお、当該達成条件①及び②は並列条件であり、一方の条件の成就・未成就が、他方の条件の成就・未成就に影響を及ぼすものではない。

① 2025年12月31日時点（以下「基準日①」という。）にて We 社 2025年9月期における達成条件（以下「達成条件①」という。）

(ア) We 社株式が期末までに米国 NASDAQ 市場に上場している状態にあり、かつ同市場における期末時点での同社の時価総額（または2025年9月1日から同月30日までの同社の時価総額の終値の平均額）が150億円（為替レート：2025年9月末時点）を超過していること。

または

(イ) 2025年9月期における、日本会計基準に基づき算定された We 社の EBITDA が6億円を超過していること。

② 2026年12月31日時点（以下「基準日②」という。）にて We 社 2026年9月期における達成条件（以下「達成条件②」という。）

(ア) We 社株式が期末までに米国 NASDAQ 市場に上場している状態にあり、かつ同市場にお

ける期末時点での同社の時価総額（または2026年9月1日から同月30日までの同社の時価総額の終値の平均額）が150億円（為替レート：2026年9月末時点）を超過していること。

または

(イ) 2026年9月期における日本会計基準に基づき算定されたWe社のEBITDAが8億円を超過していること。

(2) We社が達成条件①または②を達成条件①の場合基準日①時点で、達成条件②の場合基準日②時点で充足しない場合、譲渡人（We社の経営に関与する株主）は、本交付株式（当該株式が組織変更その他によって別の株式等に変換されている場合は当該株式等。以下同じ。）の株式数に25パーセントを乗じた数の当社発行にかかる株式を当社に返還するものとする。

なお、疑義を避けるために明示すると、達成条件ごとに本交付株式を返還するか否かを確認するものとし、いずれの達成条件も充足しない場合には、本交付株式の株式数に50パーセントを乗じた数の当社発行にかかる株式を当社に無償で譲渡し、いずれかのみ充足した場合には本交付株式の株式数に25パーセントを乗じた数の当社発行にかかる株式を当社に無償で譲渡するものとする。

(3) 前号に該当する場合、譲渡人（We社の経営に関与する株主）は、達成条件①の場合は2026年3月末日までに、達成条件②の場合は2027年3月末日までに、前号の規定に従い算定された当社発行にかかる本交付株式を当社に無償で譲渡するものとする。

<譲渡人（本件対象株主）の株式売却制限条項>

譲渡人は、本交付株式の譲渡について、以下の株式に関し、下記記載の時点まで譲渡、担保設定その他いかなる処分もしてはならない。

(7) 本交付株式の株式数の25パーセント相当数

達成条件①を充足することが客観的資料に基づき明らかになった時点まで

(4) 本交付株式の株式数の25パーセント相当数

達成条件②を充足することが客観的資料に基づき明らかになった時点まで

上記調整条項のうち、達成条件①を充足しないことについては、2025年12月15日開示資料「2025年10月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」及び2025年9月期における日本会計基準に基づき算定された子会社（ヤマワケエステート株式会社及びヤマワケレンディング株式会社等）を除いたWe社単体のEBITDAが多額の赤字であること並びに2025年8月25日付開示資料「営業外収益、営業外費用、特別損失の計上並びに2025年10月期中間期業績予想と実績の差異及び2025年10月期通期業績予想の修正に関するお知らせ」にて公表したとおりWe社が米国NASDAQ上場の検討中止を最終判断していることによって確定しており、原契約に基づき、本交付株式の株式数の25パーセント相当数を本件対象株主から無償で取得します。

また、達成条件②に関連する本交付株式の株式数の25パーセント相当数についても、以下「2. 取得に係る事項の内容」の「(2) 取得先及び当該取得先から取得する株式の数」に記載する松田氏を除いた本件対象株主との間で、基準日②を待たずに無償譲渡を行う旨の契約を本日2026年2月27日に締結することといたしました。

なお、当社は、当該無償譲渡契約を締結する予定であってWe社グループから既に解任済である松田氏と退任済である竹岡裕介氏を除いた本件対象株主がいずれも今後もWe社の経営に継続して関与していく意向であることを口頭にて確認しております。

また、当社は、松田氏に対しても、すでに達成条件①を充足しないことが確定したことに伴う本交付

株式の無償譲渡を要請し、併せて、達成条件②に関連する部分の本交付株式についても基準日②を待たずに無償譲渡を行うことに関する契約の締結に向けて交渉しております。

しかしながら、当社は、松田氏から、松田氏の代理人を通じて、達成条件②に関連する部分の株式のみならず、既に確定している達成条件①の部分についての無償譲渡についても拒否する回答を受領しております。

当社では、松田氏に関して、2026年2月20日付開示資料「当社子会社に対する行政処分に関するお知らせ」にてお知らせしているとおり、当社子会社が大阪府より受けた行政処分への深い関与があったことやその他数多くの不正行為の存在があったことを確認していますが、そのうえで、原契約における調整条項の履行すらも拒否する松田氏の姿勢に対し、当社として容認しがたい事態と判断しております。

なお、当社及びWe社では、2025年8月29日付開示資料「連結子会社WeCapital株式会社における元代表取締役への訴訟の提起に関するお知らせ」に記載した松田氏に対して松田氏によるWe社グループにおける様々な不正行為などの責任追及を行っていく方針については現在も不変です。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類	当社普通株式
(2) 取得先及び当該取得先から取得する株式の数 ※	TSM総合ファーム株式会社：1,783,562株 橋口 遼 (We社代表取締役)：1,609,556株 秋田 雅弘 (We社取締役)：51,580株 芝 清隆 (We社の元取締役で現在は審査部長)：1,134,146株 竹岡 裕介 (We社元取締役)：1,134,146株 (松田 悠介 (We社元代表取締役)：567,073株) ※取得先の個人の属性は本日2026年2月27日現在のもの
(3) 株式の取得価額の総額	無償
(4) 取得完了予定日	2026年3月13日までに取得

※ 松田氏から取得する予定の株式の数は、達成条件①に関連した部分である本交付株式の25%相当数が567,073株となっておりますが、同数の株式の無償譲渡を求め提訴する予定です。

TSM総合ファーム株式会社、橋口遼氏、秋田雅弘氏、芝清隆氏及び竹岡裕介氏から取得する株式の数は、達成条件①および達成条件②に関連した部分を合わせた、本交付株式の50%相当数となります。

3. 今後の見通しについて

本件は自己株式の無償譲受となるため、業績への影響はございません。

なお、原契約における達成条件②の「(イ)2026年10月期における、日本会計基準に基づき算定されたWe社のEBITDAが8億円を超過していること」については、子会社2社(ヤマワケエステート株式会社及びヤマワケレンディング株式会社)を除いたWe社単体でのEBITDAの判定であります。

2025年12月15日付開示資料「2025年10月期決算説明資料及び中期経営計画」におけるクラウドファンディング事業の2026年10月期業績予想数値(売上高42,529百万円、営業利益4,029百万円)はWe社の完全子会社であり、クラウドファンディング事業の中核会社であるヤマワケエステート株式会社の業績予想も加味したWe社グループ全体での業績予想値となりますので、達成条件①や達成条件②の判定における数値の基準が異なります。

なお、2026年2月20日付開示資料「当社子会社に対する行政処分に関するお知らせ」で公表したとおり、当社では、現在、2026年10月期連結業績予想値の見直しを行っております。

以上